

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和八年十月十九日

文京区長 成 澤 廣 修

文京区規則第八十七号

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則（平成三十年六月文京区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「区長に届け出る」を「速やかに区長に届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 標識は、短辺九十センチメートル以上の寸法の長方形で作成しなければならない。ただし、旅館業の施設が既存の建築物に存する場合であつて、標識を設置しようとする場所の状況により当該寸法では設置が困難である等特別な事情があるときは、この限りでない。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「により、」の下に「速やかに」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 説明会案内板は、短辺八十センチメートル以上の寸法の長方形で作成しなければならない。ただし、旅館業の施設が既存の建築物に存する場合であつて、説明会案内板を設置しようとする場所の状況により当該寸法では設置が困難である等特別な事情があるときは、この限りでない。

別記様式第二号を次のように改める。

旅館業に係る計画のお知らせ				
施設 の 名 称				
施 設 の 所 在 地		(住居番号表示 ・ 地名地番)		
営 業 の 種 別				
整 備 の 種 別				
施設 の 概 要	階 数	地 上 階 地 下 階	使 用 階 数 等	
	部 屋 数		定 員	
整備着手予定日			整備完了予定日	
住 所 営業予定者 氏 名				
住 所 建 築 主 氏 名				
標識設置年月日				
○ この標識は、旅館業に係る計画について、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。 ○ 上記計画についてのお問合せは、以下へご連絡ください。 責 任 者 電 話 番 号				

別記様式第四号を次のように改める。

旅館業に係る説明会開催のお知らせ	
施 設 の 名 称	
開 催 日 時	年 月 日 時から 時まで（予定）
名 称 開催場所 住 所	
説 明 会 案 内 板 設 置 月 日	年 月 日
○ この説明会案内板は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第9条第2項の規定により設置したものです。 ○ 上記説明会についてのお問合せは、以下へご連絡ください。 責 任 者 電 話 番 号	

別記様式第六号及び別記様式第七号を次のように改める。

年 月 日

文京区長 殿

営業予定者 住所
氏名
電話 ()

〔 法人の場合は、その所在地、名称
及び代表者氏名 〕

旅館業に係る計画説明会報告書

下記のとおり旅館業に係る計画について説明会を開催したので、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第9条第3項の規定により届け出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称
- 2 旅館業の施設の所在地
- 3 説明会の経過

日 時	場 所	説明者	出席者数

- 4 添付書類
 - (1) 文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則第6条第7項の規定により隣接住民に周知した書類及び配付場所が分かるもの
 - (2) 説明会で配付した資料
 - (3) 議事録その他説明会の内容が確認できる書類

年 月 日

文 京 区 長 殿

申 出 者 住所

氏名

電話 （ ）

法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名
を記名押印してください

法人以外の場合は、本人（代表者）が自署しない
ときは、記名押印してください

意 見 申 出 書

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例第10条第1項の規定により、旅館業に係る計画について、営業予定者等と協議したいため、下記のとおり意見を申し出ます。

記

- 1 旅館業の施設の名称
- 2 旅館業の施設の所在地
- 3 営業予定者等の名称
- 4 意 見

☐ 営業予定者等へ氏名、住所、電話番号を提供することを承諾します。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例（令和八年十月文京区条例第三十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則第四条第二項及び第六条第三項の規定並びに別記様式第二号及び別記様式第四号は、この規則の施行の日以後に設置する標識及び説明会案内板について適用し、同日前に設置した標識及び説明会案内板については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則に規定する別記様式第六号及び別記様式第七号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。